

一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会定款（以下「定款」という）第47条に基づき、日本糖尿病教育・看護学会（以下「本会」という）が学会活動に寄与した会員に対して授与する表彰に関して必要な事項を定める。

(種類)

第2条 学会賞は次の4種類とする。

- 1) 日本糖尿病教育・看護学会功労賞（以下、「功労賞」という）
- 2) 日本糖尿病教育・看護学会フロンティア賞（以下、「フロンティア賞」という）
- 3) 日本糖尿病教育・看護学会奨励賞（以下、「奨励賞」という）
- 4) 日本糖尿病教育・看護学会表彰論文賞（以下、「表彰論文賞」という）
「表彰論文賞」は「研究論文部門」「実践報告部門」を設ける。

(授与対象)

第3条 前条の各賞は、次の学会会員またはグループ（会員を代表者とし、かつ、主たる構成員が学会会員である組織をいう）に授与する。

- 1) 功労賞：本学会の活動に長年にわたって貢献した学会会員。または本学会の活動に寄与し、かつ、長年にわたって糖尿病教育・看護に貢献した学会会員。
- 2) フロンティア賞：糖尿病教育・看護に関し、独創的で先駆的な活動を行なった学会会員もしくはグループ。
- 3) 奨励賞：糖尿病教育・看護に関し、着眼点が斬新で今後の発展を期待したい活動を行なった学会会員もしくはグループ。
- 4) 表彰論文賞

「研究論文部門」：厳正なる査読審査を経て本会の学会誌に掲載され、糖尿病看護の質の向上に寄与する優秀な研究論文であり、原則として前回の表彰論文賞の表彰以降、概ね5か年中に学会誌に掲載された論文より選定し、その著者を表彰する。

「実践報告部門」：本会の学会誌に掲載され、糖尿病看護の質の向上に寄与する優秀な実践報告であり、原則として前回の表彰論文賞の表彰以降、概ね5か年中に学会誌に掲載された論文より選定し、その著者を表彰する。

- 5) 特段の理由がある場合、理事会は第2条にかかわらず特別の賞を授与することができる。
2. 前項にかかわらず、定款第10条第2項によって故人として会員資格を喪失した者については、この規程に基づいて功労賞を追贈することができる。

(授与要件)

第4条 前2条に基づく各賞は、授賞対象となる学会会員もしくはグループの代表者が次

の各号に掲げる要件のすべてを満たしている場合に限り、これを授与することができる。

- 1) 本会会員として功労賞にあつては 5 年以上、フロンティア賞・奨励賞にあつては 3 年以上の活動経験を有していること。
- 2) 糖尿病教育・看護に関する研究または活動に関し、あわせて 5 年以上の経験を有していること。
- 3) 前年度もしくは前々年度において、本規程に基づく同種の表彰を受けていないこと。

(公募および応募)

第5条 功労賞・フロンティア賞・奨励賞の公募は公示をもって行い、応募は次の申請書の提出をもって行うものとする。

- 1) 功労賞：本会の理事を申請者として、別記様式第1の申請書を提出する。
- 2) フロンティア賞および奨励賞：本会の理事もしくは評議員を申請者として別記様式第2の申請書を提出する。

(表彰論文の推薦)

第6条 表彰論文賞の受賞論文および受賞者は、編集委員会が本会の専任査読委員の選考を経た候補者を理事会に報告する。

(授賞数)

第7条 各賞の授賞数は、次のとおりとする。

- 1) 功労賞・フロンティア賞・奨励賞は、年度ごとに若干名とする。
- 2) 表彰論文賞の選考・授賞は概ね 5 年に一度とし、各部門の授賞数は原則 1 名とする。選考の結果、該当する論文がないと判断された場合は該当者なしとする。

(表彰委員会の構成)

第8条 表彰委員会の委員長は、委員会担当理事をもってあてる。

2. 表彰委員会委員の選出は、委員会担当理事が指名した会員で理事会の承認を得た者をもってあてる。

(表彰委員会の任務)

第9条 表彰委員会は次の任務を行なう。

- 1) 授賞候補者（表彰論文賞以外）を公募すること。
- 2) 申請書面の審査を行なうこと。
- 3) 前項の審査結果を理事会に報告すること。
- 4) その他本規程による表彰を行うために必要なこと。

(表彰者の決定)

第10条 理事会は、前条第3号の項および第6条の報告を受けて表彰者を決定する。

(表彰の実施)

第11条 表彰は、本会の学術集会において行う。

2. 正賞は賞状とし、副賞は次のとおりとする。

- 1) 功労賞は7万円、フロンティア賞は5万円、奨励賞にあつては3万円の賞金もしくは有価証券を授与するものとする。
- 2) 表彰論文賞「研究論文部門」は5万円、「実践報告部門」にあつては3万円の賞金もしくは有価証券を授与するものとする。
- 3) 故人に功労賞を追贈する場合は、これらに代えて表彰委員会が妥当と認める副賞を贈ることができる。

(表彰の取り消し)

第12条 表彰を受けた会員（グループの場合はその代表者たる会員をいう。以下本条において同じ。）が定款第9条の規程によって除名された場合、その表彰は除名決定の時点で当然に取り消される。

2. 表彰を受けた会員に受賞者としてふさわしくない行為があつた場合、表彰委員会はその者の表彰の取り消しを理事会に請求することができる。この場合、表彰委員会は予め当該受賞者に弁明の機会を与えなければならない。
3. 前2項によって表彰が取り消された場合、取り消された者は正賞および副賞をただちに返還しなければならない。

(規程の改正)

第13条 本規定の改正は理事会の決議によって実施する。

(細則)

第14条 本規程を実施する上で必要な事項は、表彰委員会の議を経て別に決める。

附則

第1条 この規程は、平成23年12月17日から施行する。

第2条 この規程が施行された際に既に理事会の議によって授与されている各賞については本規程によって授与されたものとみなす。

第3条 この規程は、平成25年4月14日に改正し、同日から施行する。

第4条 この規程は、平成27年4月4日に改正し、同日から施行する。

第5条 この規程は、平成28年4月3日に改正し、同日から施行する。

第6条 この規程は、平成28年9月17日に改正し、同日から施行する。